



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

② { ■ 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
であって
■ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となつた方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■ 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター（受付時間：平日9:00～18:00）

0120-400-903

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」までお問い合わせください。

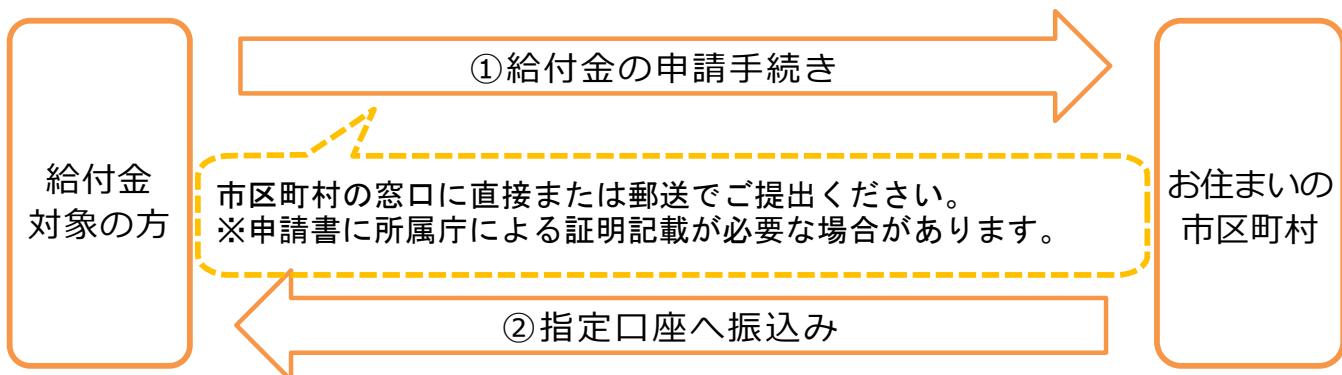
3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

II. 上記以外の方（例、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口に直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 令和5年度住民税（均等割）が非課税であることを要件として申請する場合は、お住まいの市区町村指定の申請書に所属庁から児童手当の証明を受ける必要があります。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



【ご注意ください】

- ※ 本給付金はお住まいの市区町村指定の申請書様式により、当該市区町村に対して申請を行う必要があります。市区町村のホームページ等により申請手続、申請期限、留意事項等を必ず確認してください。
- ※ 所属庁の児童手当受給状況証明は、申請する月分の受給資格の認定を受けた所属庁からその証明を受けてください。
- ※ 所属庁へ申請する際には、予め、所属庁記載欄以外の記載事項を全て記載してください。